

2 構造耐力上主要な部分の構造を壁式鉄筋コンクリート造とする場合にあっては、次に定める構造方法とすること。

- (1) 外壁の構造は第一号イ・ロによること。
- (2) 階の高さは三メートル以下とすること。
- (3) 外壁に接する壁柱にあっては、次に定める構造方法とすること。
 - (イ) 壁柱の長さは、次の表九(イ)欄に掲げる土石等の移動による最大の力の大きさ及び同表(ロ)欄に掲げる移動する土石等の高さに応じ、それぞれ同表(ハ)欄に掲げる数値以上で、かつ、表十(イ)欄に掲げる土石等の堆積による最大の力の大きさ及び同表(ロ)欄に掲げる堆積する土石等の高さに応じ、それぞれ同表(ハ)欄に掲げる数値以上とすること。
 - (ロ) 壁柱の中心線間の距離は、四メートル以下とすること。
 - (ハ) 鉄筋コンクリート造とすること。
- (ニ) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。
- (4) 壁ばりのせいは六十センチメートル以上、配筋は複筋ばりとし、配筋の径は十三ミリメートル

以上とすること。

(5) 基礎にあつては、次に定める構造方法とすること。

(イ) 鉄筋コンクリート造とすること。

(ロ) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。

(ハ) 基礎の底面は地表より五十センチメートル以上の深さとすること。

(ニ) 基礎の底盤の厚さは二十センチメートル以上とすること。

(ホ) 基礎の立ち上がり高さは八十センチメートル以上とし、引張鉄筋比を〇・四パーセント以上とすること。

(ハ) 基礎ばりは複筋ばりとし、あばら筋比を〇・二パーセント以上とすること。

表九

(い)	(ろ)	(は)
土石等の移動による最大の移動する土石等の高さ	力の大きさ(単位 一平方メートル)	壁柱の長さ(単位 センチメートル)

表十

メートルにつきキロニュー トン)		
五〇以下	一・〇以下	六十
五〇を超え一〇〇以下	一・〇を超え二・〇以下	七十五
(い) 土石等の堆積による最大の 力の大きさ(単位 一平方 メートルにつきキロニュー トン)	(ろ) 堆積する土石等の高さ (単位 メートル)	(は) 壁柱の長さ (単位 センチメートル)
五・四以下	一・〇以下	四十五
五・四を超え一〇・八以下	一・〇以下	四十五

		一・〇を超え二・〇以下	四十五
一〇・八を超え十六・二以下		一・〇を超え二・〇以下	四十五
下		二・〇を超え三・〇以下	六十
十六・二を超え二十一・六		二・〇を超え三・〇以下	六十
以下		三・〇を超え四・〇以下	六十
二十一・六を超え二十七・〇以下		三・〇を超え四・〇以下	六十
〇以下		四・〇を超え五・〇以下	七十五
二十七・〇を超え三十二・四以下		四・〇を超え五・〇以下	七十五
四以下		五・〇を超え六・〇以下	九十

二 次のイからハまでに定めるところにより急傾斜地の崩壊により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないことが確かめられた構造方法

イ 土石等の移動による衝撃の作用時又は土石等の堆積による土圧の作用時に、当該建築物の外壁等に生ずる力を次の表十一の式によって計算し、当該外壁等に生ずる力が、それぞれ第八節第四款の規定による材

料強度によって計算した当該外壁等（当該外壁に設けられる開口部を含む。）の耐力を超えないことを確かめること。

表十一

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合
土石等の移動による衝撃の作用時	$G + P + S_m$	$G + P + 0.35 S + S_m$
土石等の堆積による土圧の作用時	$G + P + S_a$	$G + P + 0.35 S + S_a$

この表において、 G 、 P 、 S 、 S_m 及び S_a は、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 第八十四条に規定する固定荷重によつて生ずる力

P	第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力
S	第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力
Sm	土石等の移動による衝撃力によって生ずる力
Sa	土石等の堆積による土圧力によって生ずる力

□ イの土石等の移動による衝撃力は、土石等の高さ以下の部分に作用する力として計算するものとし、その数値は土石等の移動による最大の力の大きさとしなければならない。

ハ イの土石等の堆積による土圧力は、土石等の高さ以下の部分に作用する力とし、その数値は土石等の堆積による最大の力の大きさにイの建築物の各部分の高さにおける土圧分布係数を乗じて得られたものとする。この場合において、土圧分布係数は、次の表十二の式によって計算した数値とする。

表十二

HS > Hの場合	$a = \frac{HS \cdot h}{HS}$
HS ≤ Hの場合	$a = \frac{H \cdot h}{HS}$

この式において、 a 、 H 、 H_s 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a 土圧分布係数

H 建築物の高さ（単位 メートル）

H_s 同法第八条第二項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定において同令第四条第一号八の規定に基づき都道府県知事が定める土石等の高さ（単位 メートル）

h 建築物の各部分の高さ（単位 メートル）